

令和5年度 第1回磐田市障害者施策推進協議会 次第

日 時：令和5年8月24日（木）午後1時30分～午後3時

場 所：磐田市総合健康福祉会館（i プラザ）2階 生活訓練室

1 開 会

2 協議事項

(1)第6期磐田市障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の進捗状況について

(2)第4期磐田市障害者計画の策定に係るアンケート調査結果について

(3)第4期磐田市障害者計画 外2計画の策定について

3 事務連絡

4 閉 会

磐田市障害福祉計画・磐田市障害児福祉計画

1 障害福祉サービスの実績及び計画

(1) 訪問系の実績及び計画

			実績					計画
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用者数 (人/月)	実績	81	74	71	74	81	93
		計画	79	83	87	83	88	
	サービス量 (日/月)	実績	791	761	—	—	—	—
		計画	798	838				
	サービス量 (時間/月)	実績	921	918	865	863	905	1,200
		計画	—	—	—	1,071	1,136	
重度訪問 介護	利用者数 (人/月)	実績	2	2	3	2	2	3
		計画	2	2	2	3	3	
	サービス量 (日/月)	実績	34	31	—	—	—	—
		計画	26	26				
	サービス量 (時間/月)	実績	150	162	305	295	386	240
		計画	—	—	—	240	240	
行動援護	利用者数 (人/月)	実績	6	6	7	7	7	8
		計画	2	2	2	7	8	
	サービス量 (日/月)	実績	25	29	—	—	—	—
		計画	18	18				
	サービス量 (時間/月)	実績	111	113	119	119	124	152
		計画	—	—	—	133	152	
同行援護	利用者数 (人/月)	実績	17	17	16	17	17	13
		計画	20	22	24	13	13	
	サービス量 (日/月)	実績	67	63	—	—	—	—
		計画	71	78				
	サービス量 (時間/月)	実績	159	90	131	122	148	111
		計画	—	—	—	111	111	
重度障害 者等包括 支援	利用者数 (人/月)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0	0	0	
	サービス量 (時間/月)	実績	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系の実績及び計画

			実績					計画
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護	利用者数 (人/月)	実績	309	290	288	296	294	316
		計画	308	318	328	305	310	
	サービス量 (一人あたりの日/月)	実績	17.0	19.0	—	—	—	—
		計画	20	20	—	—	—	
	サービス量 (日/月)	実績	5,504	5,629	5,797	5,963	5,951	6,320
		計画	—	—	—	6,100	6,200	
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人/月)	実績	1	1	0	0	0	1
		計画	2	2	2	1	1	
	サービス量 (一人あたりの日/月)	実績	15	1	—	—	—	—
		計画	20	20	—	—	—	
	サービス量 (日/月)	実績	5	0	0	0	0	10
		計画	—	—	—	10	10	
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人/月)	実績	18	22	25	21	17	22
		計画	19	19	19	22	22	
	サービス量 (一人あたり日/月)	実績	16.0	14.3	—	—	—	—
		計画	17	17	—	—	—	
	サービス量 (日/月)	実績	259	320	324	296	248	363
		計画	—	—	—	363	363	
就労移行 支援	利用者数 (人/月)	実績	41	48	45	42	38	53
		計画	40	43	46	51	52	
	サービス量 (一人あたりの日/月)	実績	17.0	18.0	—	—	—	—
		計画	18	18	—	—	—	
	サービス量 (日/月)	実績	720	945	854	728	694	954
		計画	—	—	—	918	936	
就労継続 支援A型	利用者数 (人/月)	実績	31	32	46	85	116	65
		計画	61	71	81	53	59	
	サービス量 (一人あたりの日/月)	実績	20.1	20.3	—	—	—	—
		計画	20	20	—	—	—	
	サービス量 (日/月)	実績	652	690	975	1,621	2,271	1,398
		計画	—	—	—	1,140	1,269	

就労継続 支援B型	利用者数 (人/ 月)	実績	285	288	301	319	326	368
		計画	281	305	315	323	345	
	サービス量 (一人あた りの日/月)	実績	17.3	18.2	—	—	—	—
		計画	18	18	—	—	—	—
	サービス量 (日/月)	実績	4,901	5,484	5,829	5,988	6,129	7,066
		計画	—	—	—	6,202	6,624	
就労定着 支援	利用者数 (人/月)	実績	4	7	15	22	18	18
		計画	—	10	10	13	16	
療養介護	利用者数 (人/月)	実績	21	21	25	25	25	22
		計画	21	21	21	22	22	
短期入所 (ショートステイ)	利用者数 (人/月)	実績	60	53	38	31	42	52
		計画	69	72	76	50	51	
	サービス量 (一人あた りの日/月)	実績	5.1	5.6	—	—	—	—
		計画	7	7	—	—	—	—
	サービス量 (日/月)	実績	297	312	295	217	271	388
		計画	—	—	—	374	381	

(3) 居住系サービスの実績及び計画

			実績					計画
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
共同生活 援助 (グループホーム)	利用者数 (人/月)	実績	60	71	79	87	105	110
		計画	67	74	80	92	101	
施設入所 支援	利用者数 (人/月)	実績	116	107	108	109	103	103
		計画	116	115	114	108	104	
自立生活 援助	利用者数 (人/月)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	1	1	1	0	0	

(4) 相談支援の実績及び計画

			実績					計画
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画相談 支援	利用者数 (人/年)	実績	807	820	900	969	999	907
		計画	965	1,029	1,071	879	893	

地域移行支援	利用者数 (人/年)	実績	1	0	0	0	0	2
		計画	3	4	4	2	2	
地域定着支援	利用者数 (人/年)	実績	1	1	0	0	1	2
		計画	1	1	1	2	2	

2 障がい児支援

(1) 児童福祉サービスの実績及び計画

			実績					計画
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数 (人/月)	実績	202	201	212	184	250	212
		計画	192	195	198	218	215	
	サービス量 (一月あたりの利用延日数)	実績	2,463	2,391	2,654	2,150	2,687	2,565
		計画	2,357	2,394	2,431	2,638	2,602	
医療型児童発達支援	利用者数 (人/月)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0	0	0	
	サービス量 (一月あたりの利用延日数)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0	0	0	
放課後等デイサービス	利用者数 (人/月)	実績	349	390	440	478	534	528
		計画	276	296	306	469	504	
	サービス量 (一月あたりの利用延日数)	実績	3,997	4,449	5,587	5,615	6,949	6,494
		計画	3,303	3,543	3,663	5,769	6,199	
保育所等訪問支援	利用者数 (人/月)	実績	94	109	134	130	126	142
		計画	84	84	84	132	138	
	サービス量 (一月あたりの利用延日数)	実績	119	141	166	170	183	189
		計画	135	135	135	176	183	

居宅訪問 型児童発 達支援	利用者数 (人/月)	実績	0	0	0	1	2	1
		計画	0	1	1	1	1	
	サービス量 (一月あた りの利用延 日数)	実績	0	0	0	1	3	1
		計画	0	1	1	1	1	
障害児 相談支援	サービス量 (人/年)	実績	330	443	721	771	810	776
		計画	533	556	569	722	755	
医療的ケア 児の支援を 調整するコ ーディネー ター	配置数 (人)	実績	—	—	8	10	17	13
		計画	—	—	1	10	12	

2 地域生活支援事業

(1) 必須事業

			実績					計画
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業								
障害者相談支援事業	実施箇所数(箇所)	実績	1	2	2	2	2	2
		計画	1	1	1	2	2	
相談支援強化事業	実施箇所数(箇所)	実績	1	1	1	1	1	1
		計画	1	1	1	1	1	
住宅入居等支援事業	実施箇所数(箇所)	実績	1	1	1	1	1	1
		計画	1	1	1	1	1	
成年後見制度利用支援事業								
成年後見制度利用支援事業	市長申立件数(件/年)	実績	2	0	0	0	0	3
		計画	3	3	3	3	3	
コミュニケーション支援事業								
手話通訳者・要約筆記通訳者派遣事業	延派遣回数(回/年)	実績	531	368	459	448	474	480
		計画	460	483	507	480	480	
手話通訳者設置事業	設置人数(人/年)	実績	1	1	1	1	1	1
		計画	1	1	1	1	1	
日常生活用具給付等事業								
日常生活用具給付等事業	給付件数(件/年)	実績	3,474	3,537	3,577	3,442	3,417	3,998
		計画	3,527	3,682	3,844	3,779	3,887	
移動支援事業								
移動支援事業	利用時間(時間/年)	実績	882	600	542	440.75	638.5	698
		計画	1,039	1,090	1,144	647	672	
地域活動支援センター事業								
地域活動支援センター事業	実利用者数(人/年)	実績	14	9	9	5	67	12
		計画	18	20	22	8	10	

(2) 任意事業

			実績				計画	
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問入浴 サービス 事業	実利用者数 (人/年)	実績	23	25	23	18	28	
		計画	20	21	22	26		27
更生訓練 費給付事 業	申請件数 (件/年)	実績	0	0	0	0	0	
		計画	1	1	1	0		0
日中一時 支援事業	実利用者数 (人/年)	実績	417	446	366	374	447	
		計画	435	457	480	418		432
声の広報 等発行事 業	実利用者数 (人/年)	実績	38	41	22	15	22	
		計画	40	41	21	21		22

第2節 障害者（児）に対するサービスの概要

障害福祉サービス（訪問系、日中活動系、居住系、相談支援）、地域生活支援事業（必須事業、その他の事業）、児童福祉サービスの概要です。

自立支援給付（訪問系サービス）

居宅介護	主な対象者	障害者（身体・知的・精神）、障害児
	実施内容	自宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。
重度訪問介護	主な対象者	重度の要介護状態にあり、二肢以上の麻痺のある人
	実施内容	自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービスです。
行動援護	主な対象者	自閉症、てんかん等のある重度の知的障害者・児、統合失調症等のある重度の精神障害者で常時介護を要する人
	実施内容	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	主な対象者	筋委縮性側索硬化症（ALS）等の極めて重度の身体障害者、強度行動障害のある極めて重度の知的障害者、極めて重度の精神障害者
	実施内容	常時介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行うサービスです。
同行援護	主な対象者	移動に著しい困難を有する視覚障害者
	実施内容	移動時及びそれに伴う外出先においての視覚的情報の支援、移動の援護、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

自立支援給付（日中活動系サービス）

生活介護	主な対象者	常時介護を必要とする人
	実施内容	昼間入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに創作的活動又は生産活動の提供を行うサービスです。
自立訓練（機能訓練）	主な対象者	地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持・向上のため、支援が必要な身体障害者
	実施内容	自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
自立訓練（生活訓練）	主な対象者	地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持・向上のため、支援が必要な知的・精神障害者
	実施内容	自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労移行支援	主な対象者	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓等を通じ企業等への雇用や在宅就労が見込まれる人（65歳未満）
	実施内容	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労継続支援（雇用型：A型）	主な対象者	就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人で（利用開始時に65歳未満）、①就労移行支援により一般企業の雇用に結びつかなかった人、②特別支援学校を卒業して雇用に結びつかなかった人、③就労経験があり、一般企業を離職した人
	実施内容	雇用型の就労や生産活動の機会の提供を行うサービスです。
就労継続支援（非雇用型：B型）	主な対象者	就労の機会を通じて、生産活動に係る知識・能力の向上や維持が期待される人。①就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援（雇用型）の雇用に結びつかなかった人、②一般企業等での就労経験はあるが、年齢や体力の面から、就労が困難となった人、③50歳に達している人、④企業等の雇用、就労移行支援、就労継続支援（雇用型）の利用が困難と判断された人
	実施内容	就労や生産活動の機会の提供を行うサービスです。
療養介護	主な対象者	病院等への長期の入院による医療に加え、常時介護を必要とする人で、①筋萎縮性側索硬化症患者など呼吸管理を行っている人②進行性筋委縮症者、重症心身障害者
	実施内容	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行うサービスです。
短期入所（ショートステイ）	主な対象者	障害者（身体・知的・精神）障害児
	実施内容	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

自立支援給付（居住系サービス）

共同生活援助 (グループホーム)	主な対象者	身体・知的・精神障害者で、①生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の利用者、②介護を必要とせず、就労している人
	実施内容	共同生活を行う住宅で、夜間や休日等に相談や日常生活上の援助を行うサービスです。
施設入所支援	主な対象者	生活介護の対象者。自立訓練・就労移行支援の利用者で生活能力上、単身の生活が困難な人や地域の社会資源の状況から通所が困難な人
	実施内容	入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

自立支援給付（相談支援）

計画相談支援	主な対象者	障害福祉サービス又は地域移行支援、地域定着支援を利用する全ての障害者
	実施内容	障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘察し、利用するサービス内容等を定めた「サービス等利用計画書」を作成します。また「サービス等利用計画」が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証、見直しを行うサービスです。
地域移行支援	主な対象者	施設に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者のうち、地域生活への移行を予定している人
	実施内容	住居の確保、その他の地域生活に移行するための活動に関する相談等を行うサービスです。
地域定着支援	主な対象者	地域移行支援により賃貸住宅等へ帰住した単身者及び同居している家族により支援を受けられない帰住者
	実施内容	常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等への対応を行うサービスです。

地域生活支援事業（必須事業）

相談支援事業	障害者相談支援事業	主な対象者	障害者等及び障害者の家族等
		実施内容	身体・知的・精神の3障害に対応した実効性のある障害者ケアマネジメントが行える相談体制をつくり、当事者の生活を支援する仕組みを確保するサービスです。
	相談支援強化事業	主な対象者	障害者等及び障害者の家族等
		実施内容	相談支援事業が適正かつ円滑に実施できるよう、一般的な相談支援事業に加え、専門的な相談支援などを要する困難ケースなどへ対応できるよう専門的職員を配置し、機能の強化をはかるサービスです。
	住宅入居等支援事業	主な対象者	賃貸住宅への入居契約に際し連帯保証人の確保に窮している方等
		実施内容	一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害者に対して、相談・助言を通じて地域生活を支援するサービスです。
成年後見制度利用支援事業		主な対象者	成年後見制度の利用が有効と認められる知的・精神障害者
		実施内容	制度の利用を支援し、権利擁護を図るサービスです。
コミュニケーション支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業 手話通訳者設置事業	主な対象者	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため地域生活などに支障がある障害者
		実施内容	手話通訳者・要約筆記者の派遣及び行政機関に手話通訳者を職員として設置し、意思疎通の円滑化を図るサービスです。また視覚障害等に対応した支援についても、必要なサービスの提供を検討します。
日常生活用具給付等事業		主な対象者	重度の障害児・者
		実施内容	日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行い、地域生活の支援を図るサービスです。
移動支援事業		主な対象者	移動が困難な障害者
		実施内容	外出のための支援を行うことにより、地域生活での自立及び社会参加を図るサービスです。
地域活動支援センター事業		主な対象者	障害者等
		実施内容	地域の実情に応じ、利用者に対して創造的活動、生産活動の機会を提供することによって社会との交流の促進を図るサービスです。

地域生活支援事業（任意事業）

訪問入浴サービス事業	主な対象者	自宅での入浴介助や、デイサービスでの入浴サービスを利用することが困難な重度の身体障害者
	実施内容	障害者の生活を支援するため、訪問による入浴サービスを提供して身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図るサービスです。
更生訓練費給付事業	主な対象者	身体障害者更生援護施設に入所している障害者
	実施内容	更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図るサービスです。
日中一時支援事業	主な対象者	一時的に見守り等の支援が必要な障害児・者
	実施内容	障害者の日中における活動の場を確保して、家族の就労支援、日常的に介護している家族の一時的な休息を図るサービスです。
声の広報等発行事業	主な対象者	文字による情報入手が困難な障害者等
	実施内容	音声訳により広報、自治会回覧情報等を提供するサービスです。
自動車運転免許取得助成事業	主な対象者	身体障害者
	実施内容	身体に障害のある人の自動車運転免許の取得費用に対し助成するサービスです。
自動車改造費助成事業	主な対象者	身体障害者
	実施内容	身体に障害のある人の自動車を改造するために要した経費に対し助成するサービスです。

児童福祉サービス

児童発達支援	主な対象者	障害児
	実施内容	児童発達支援センターなどの施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うサービスです。
放課後等デイサービス	主な対象者	小・中・高等学校などに就学している障害児
	実施内容	授業の終了後または休業日に児童発達支援センターなどの施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。
保育所等訪問支援	主な対象者	保育所、幼稚園、その他の児童が集団生活を営む施設に通う障害児
	実施内容	集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。
障害児相談支援	主な対象者	障害児通所支援を利用するすべての障害児
	実施内容	ケアマネジメントを行い、サービス利用等の支援を行うサービスです。

磐田市障害者福祉に関するアンケート 調査結果概要

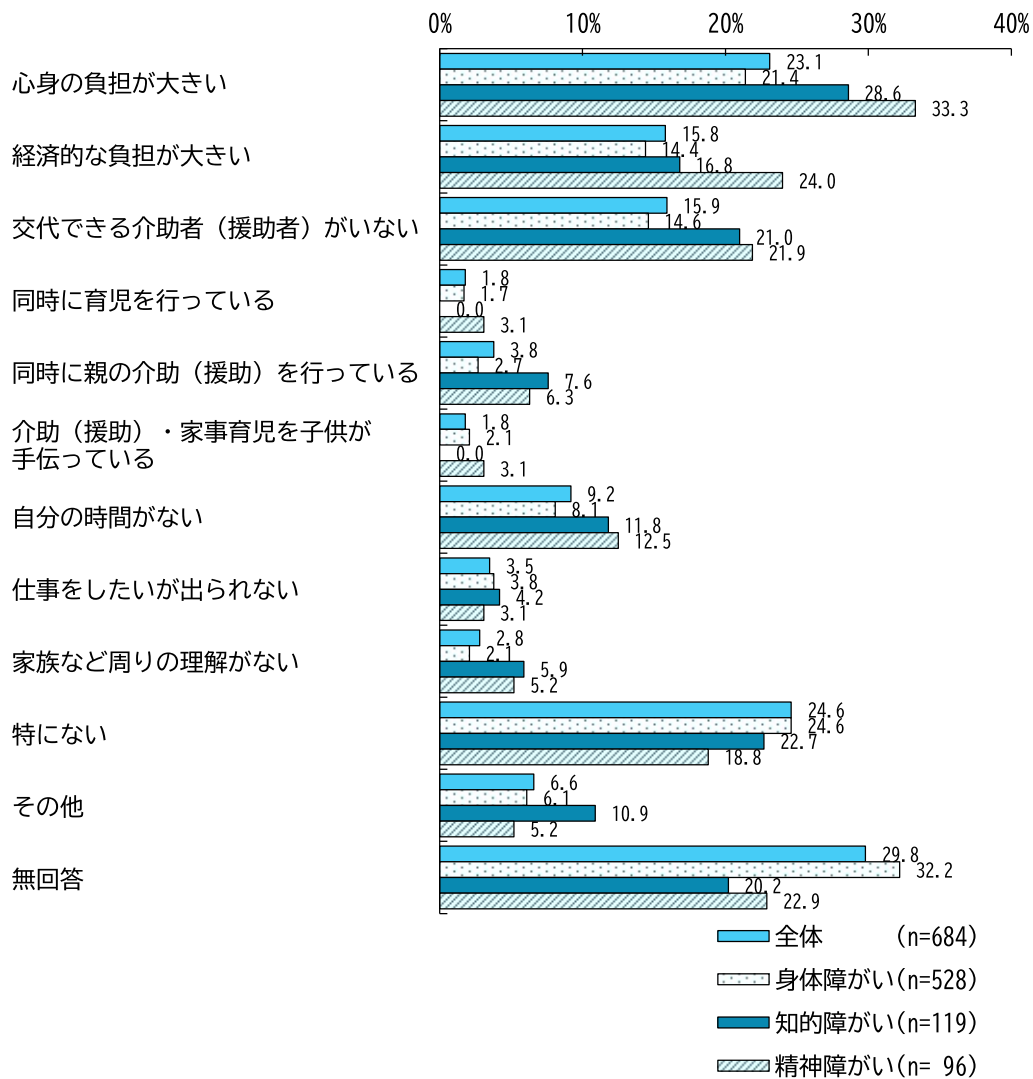
- 1 調査の目的
障害者計画及び障害福祉計画策定の基礎資料とするため
- 2 調査対象
磐田市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者
18歳以上及び18歳未満合わせて1,500名
市内企業600社
- 3 調査期間
令和5年2月16日～令和5年3月3日
- 4 調査方法
郵送配付・郵送又は電子回収
- 5 回収状況

	配付数	有効回答数	有効回答率
18歳以上	1,247	684	54.9%
18歳未満	240	115	47.9%
企業	600	215	35.8%

18歳以上調査結果(抜粋)

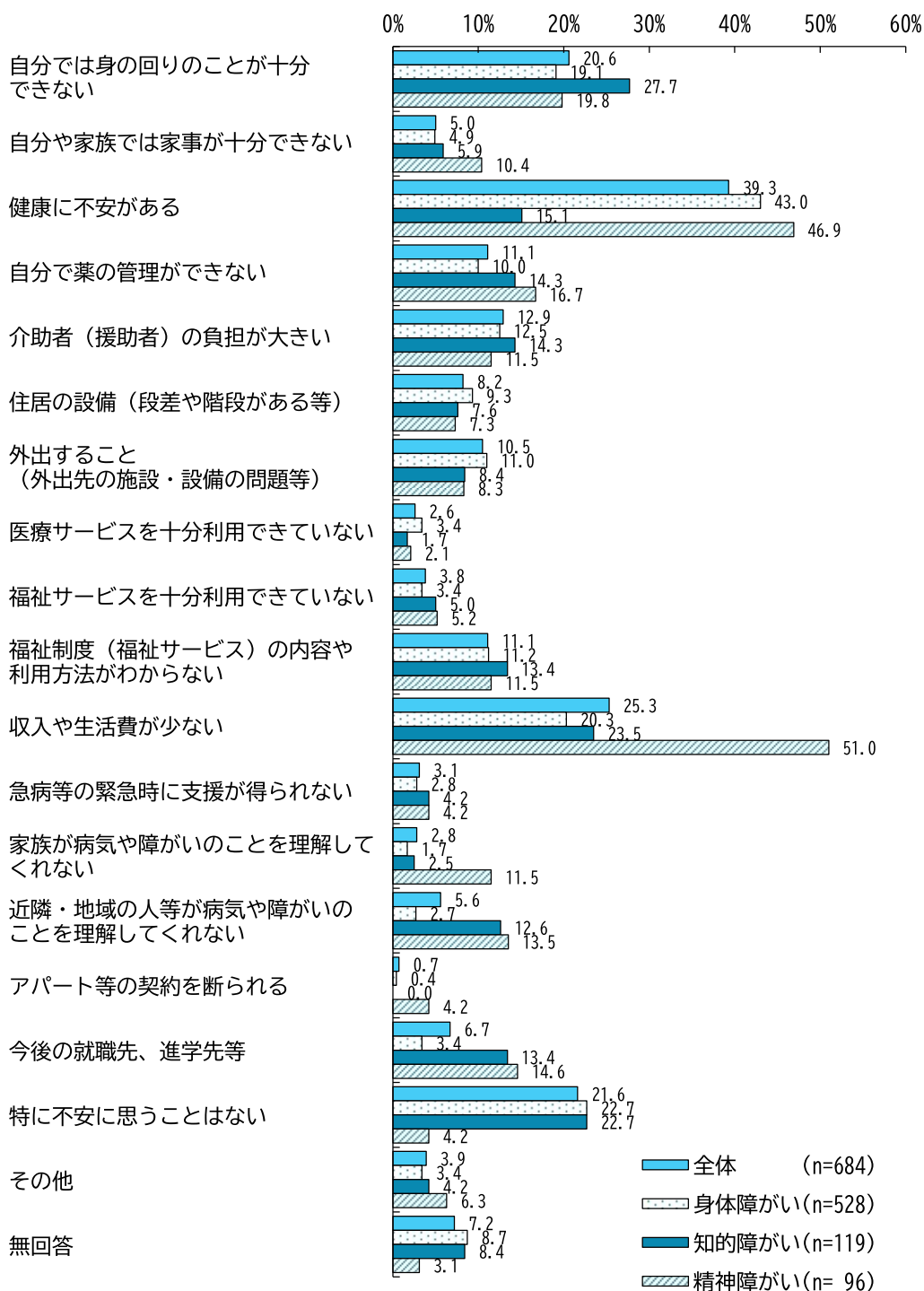
○介助(援助)する上での不安や負担は「心身の負担が大きい」が2割強

介助する上での不安や負担は、「心身の負担が大きい」が23.1%と最も多く、次いで「交代できる介助者(援助者)がない」が15.9%、「経済的な負担が大きい」が15.8%などとなっています。また、「特にない」が24.6%となっています。



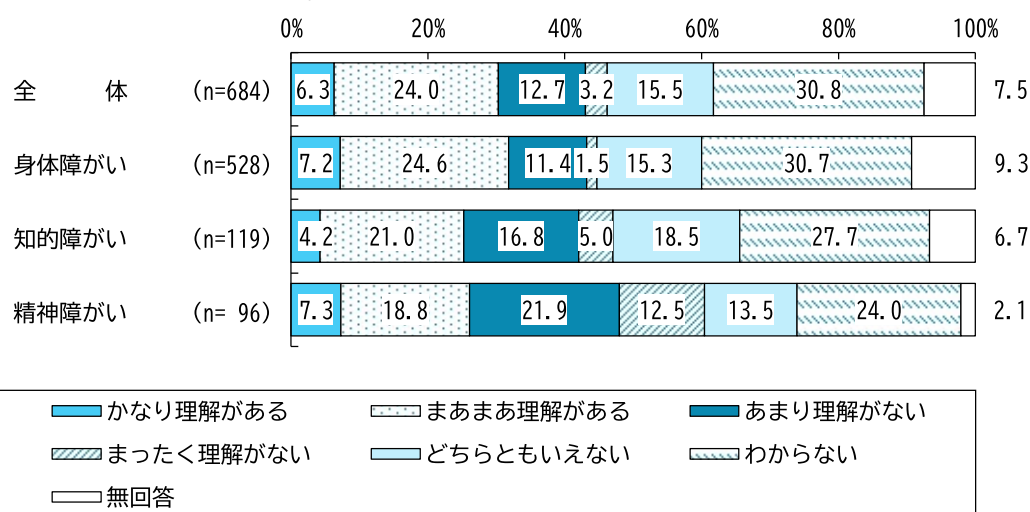
○日常生活で不安に思うことは「健康に不安がある」が約4割

日常生活で不安に思うことは、「健康に不安がある」が39.3%と最も多く、次いで「収入や生活費が少ない」が25.3%、「自分では身の回りのことが十分できない」が20.6%などとなっています。また、「特に不安に思うことはない」が21.6%となっています。



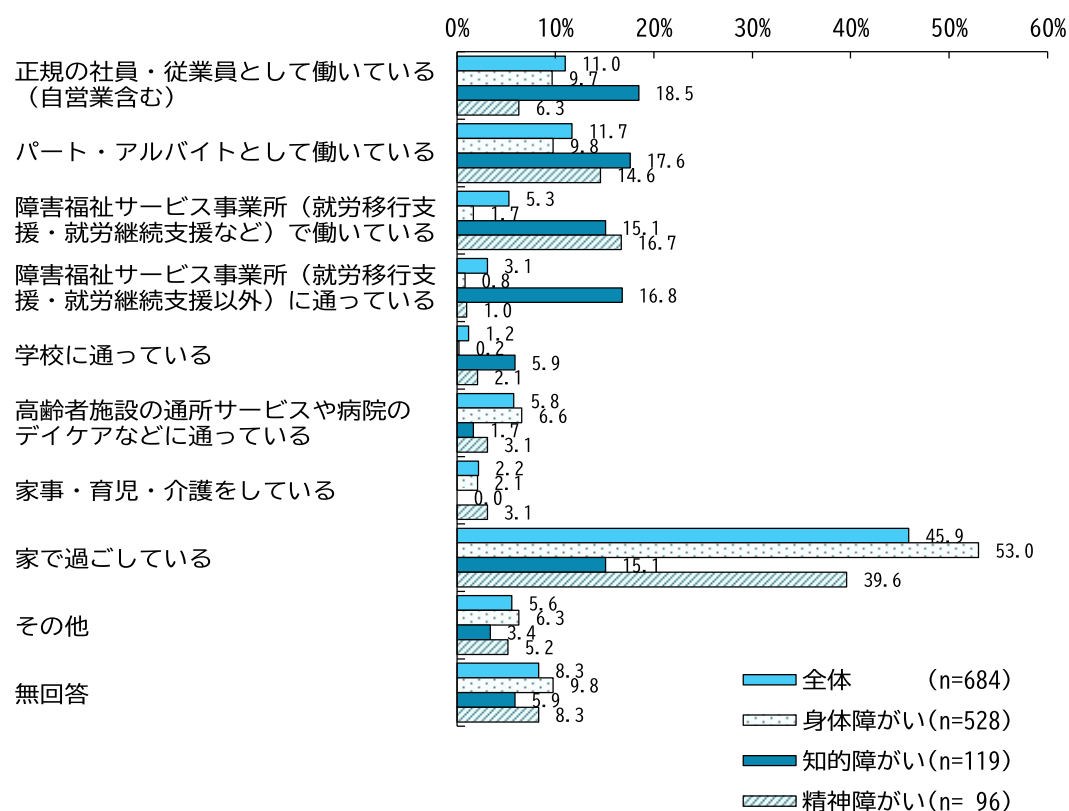
○障がいに対するまわりや地域の人々の理解は、「わからない」が約3割

障がいに対するまわりや地域の人々の理解は、「わからない」が30.8%と最も多く、次いで「まあまあ理解がある」が24.0%、「どちらともいえない」が15.5%などとなっています。



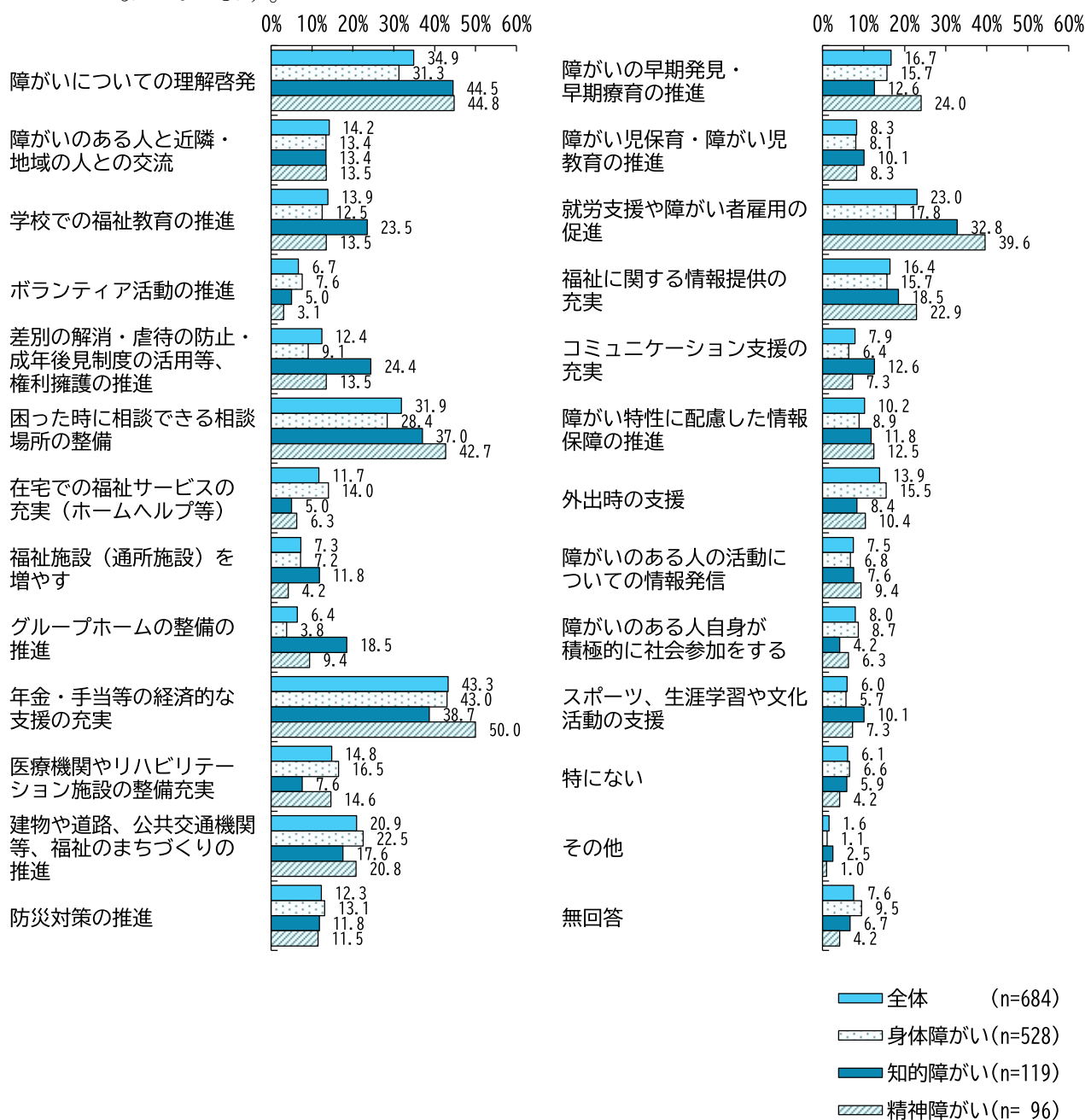
○普段の過ごし方は「家で過ごしている」が4割超え、『働いている』人は3割弱

普段の過ごし方は、「家で過ごしている」が45.9%と最も多く、次いで「パート・アルバイトとして働いている」が11.7%、「正規の社員・従業員として働いている（自営業含む）」が11.0%、「障害福祉サービス事業所で働いている」が5.3%などとなっています。



○安心して暮らしていくために必要なことは「年金・手当等の経済的な支援の充実」が4割超

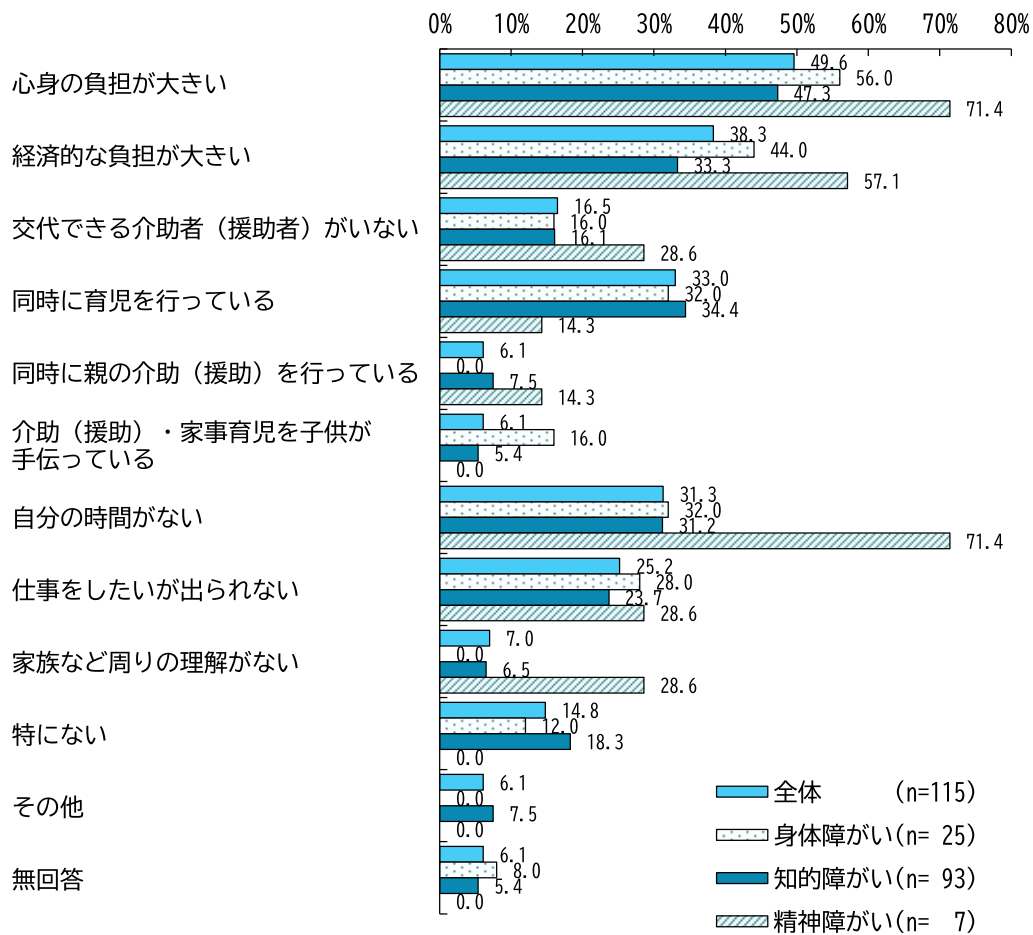
障がいのある人が安心して暮らすために必要だと思うことは、「年金・手当等の経済的な支援の充実」が43.3%と最も多く、次いで「障がいについての理解啓発」が34.9%、「困った時に相談できる相談場所の整備」が31.9%などとなっています。



18歳未満調査結果(抜粋)

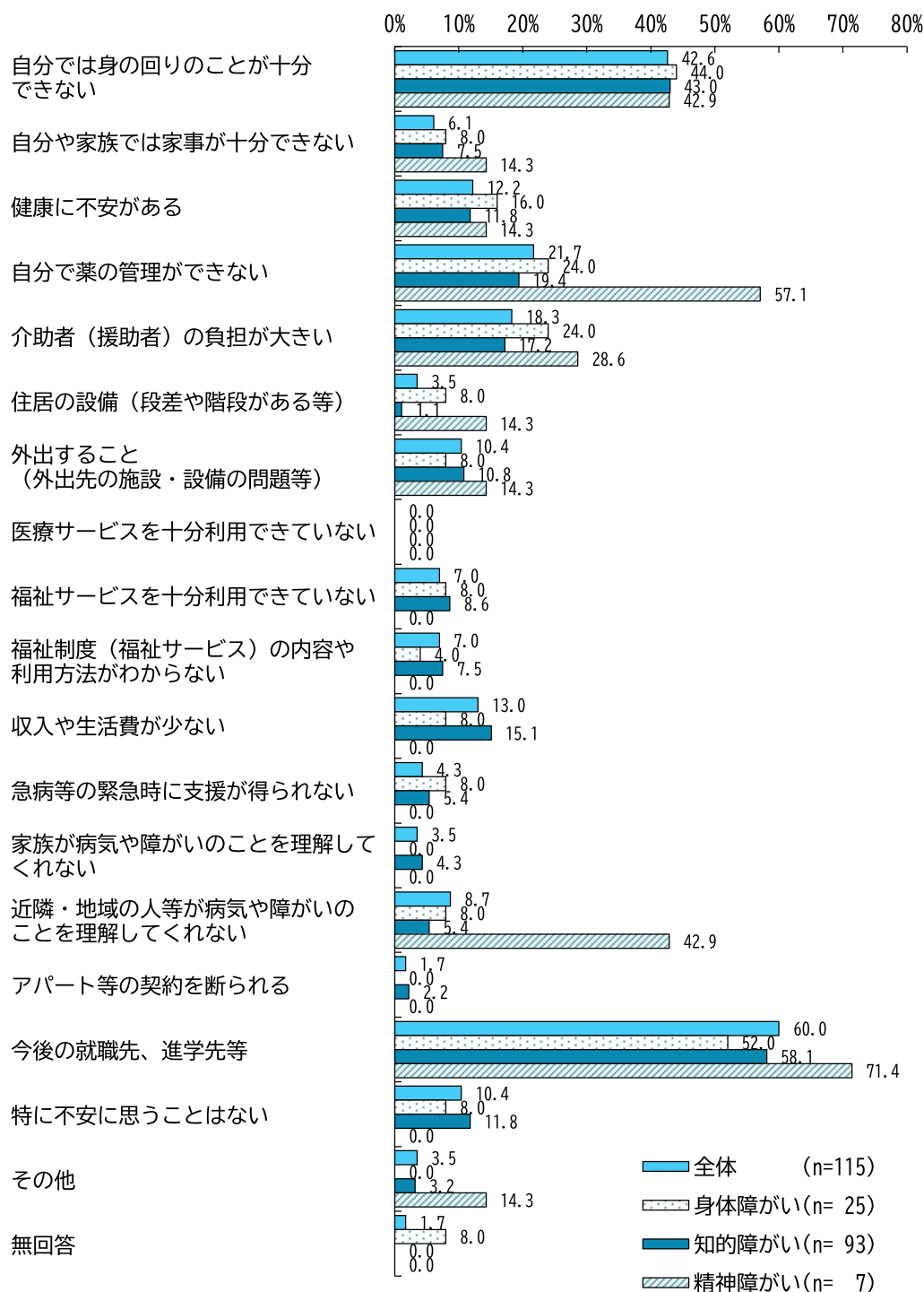
○介助(援助)する上での不安・負担に感じていることは「心身の負担が大きい」が約5割

介助する上での不安や負担は、「心身の負担が大きい」が49.6%と最も多く、次いで「経済的な負担が大きい」が38.3%、「同時に育児を行っている」が33.0%などとなっています。



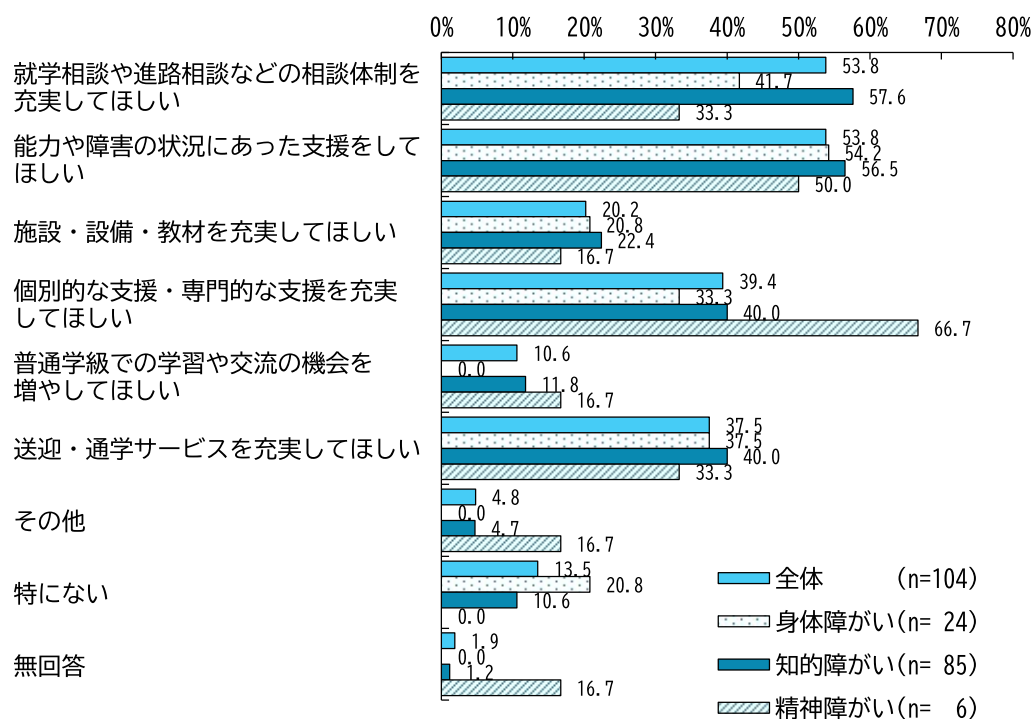
○日常生活で不安に思うことは「今後の就職先、進学先等」が6割

日常生活で不安に思うことは、「今後の就職先、進学先等」が60.0%と最も多く、次いで「自分では身の回りのことが十分できない」が42.6%、「自分で薬の管理ができない」が21.7%などとなっています。



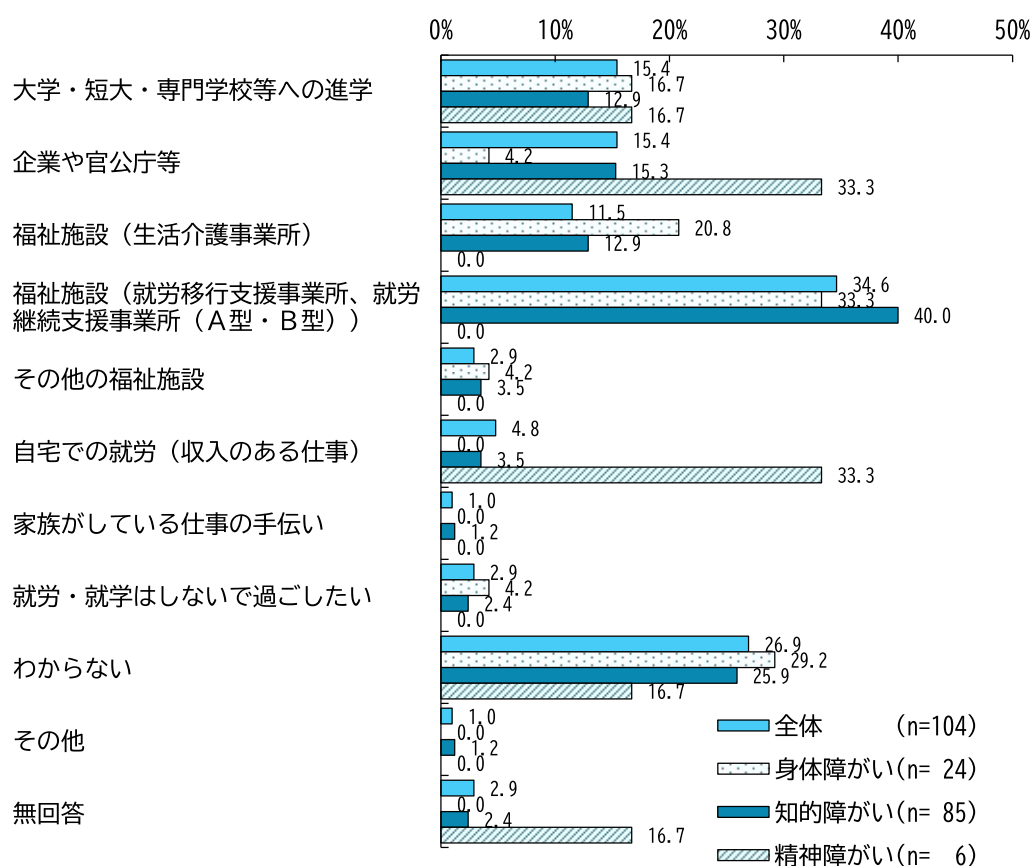
○通園・通学先に望むことは「就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい」と「能力や障害の状況にあった支援をしてほしい」が5割強

通園・通学先に望むことは、「就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい」と「能力や障害の状況にあった支援をしてほしい」が53.8%と最も多く、次いで「個別的な支援・専門的な支援を充実してほしい」が39.4%、「送迎・通学サービスを充実してほしい」が37.5%などとなっています。



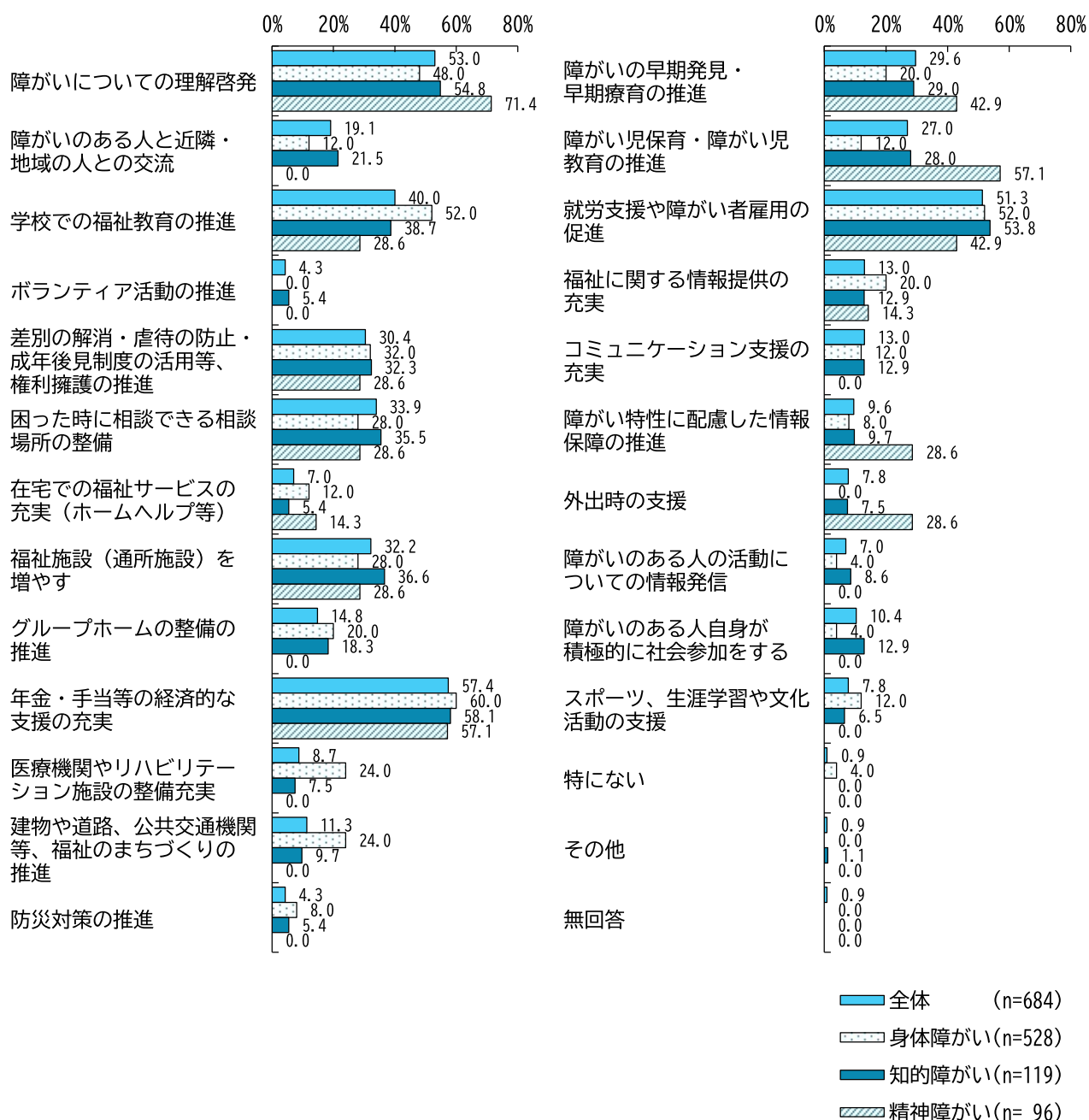
○卒業後に働きたい・通いたい場所は、「福祉施設（就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A型・B型）」が3割超

卒業後に働きたい・通いたい場所は、「福祉施設（就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A型・B型）」が34.6%と最も多く、次いで「大学・短大・専門学校等への進学」と「企業や官公庁等」が15.4%、「福祉施設（生活介護事業所）」が11.5%などとなっています。また、「わからない」が26.9%となっています。



○安心して暮らしていくために必要なことは「年金・手当等の経済的な支援の充実」が5割超

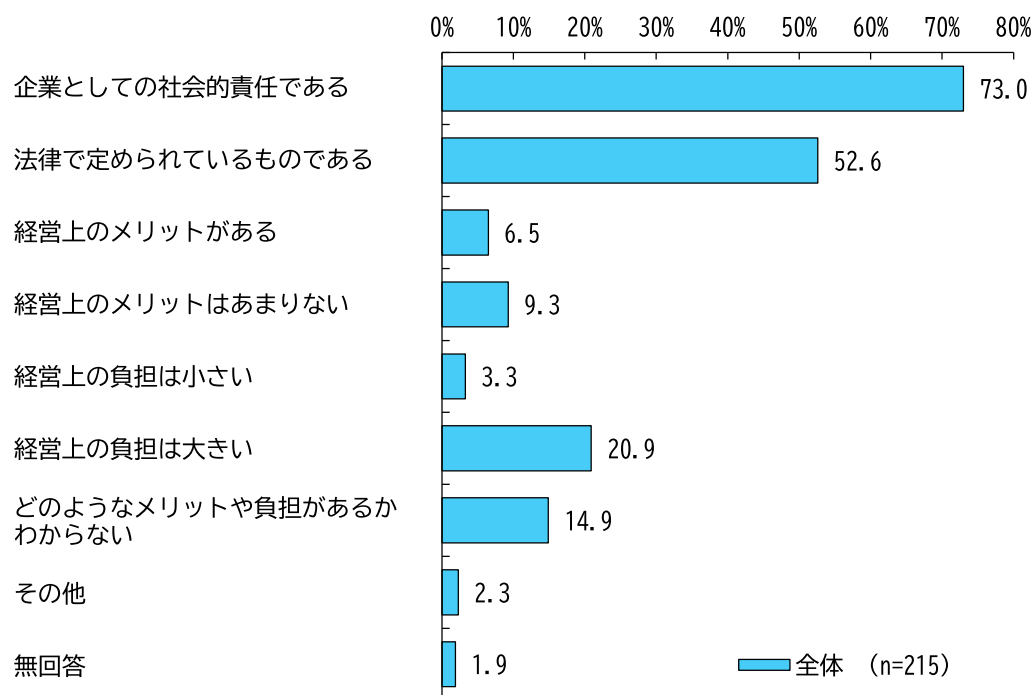
障がいのある人が安心して暮らすために必要だと思うことは、「年金・手当等の経済的な支援の充実」が57.4%と最も多く、次いで「障がいについての理解啓発」が53.0%、「就労支援や障がい者雇用の促進」が51.3%などとなっています。



事業所調査結果(抜粋)

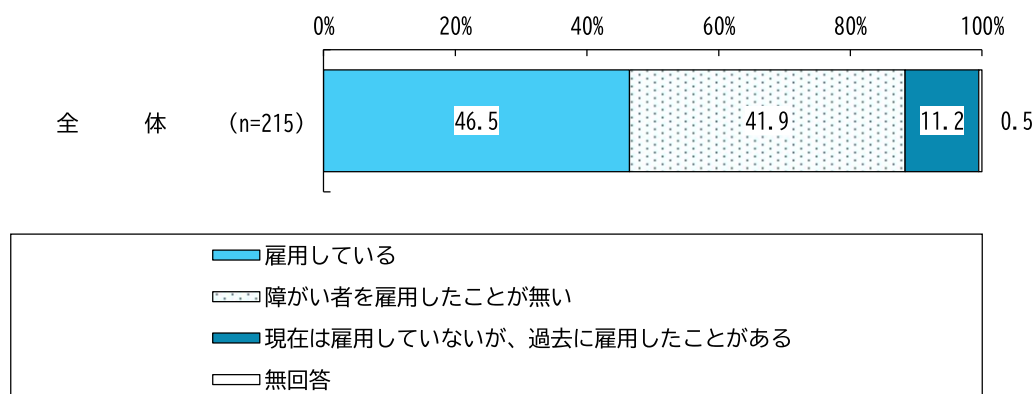
○障がい者雇用の必要性について、「企業としての社会的責任である」と考える事業所が7割強

障がい者雇用の必要性についての考えは、「企業としての社会的責任である」が73.0%と最も多く、次いで「法律で定められているものである」が52.6%、「経営上の負担は大きい」が20.9%などとなっています。



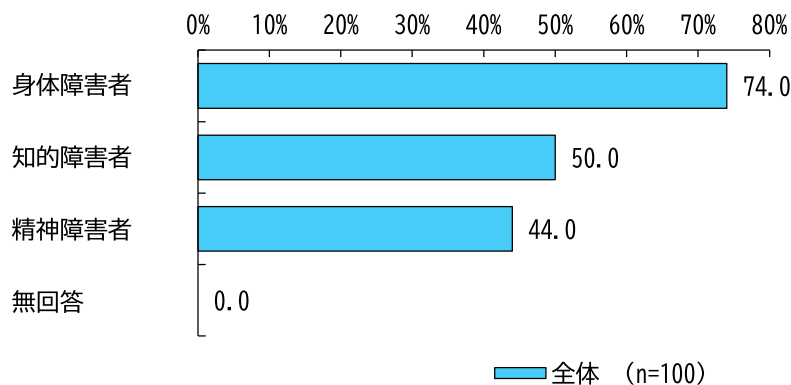
○障がい者の雇用状況は、「雇用している」が5割弱、「雇用したことがない」が4割

障がい者の雇用状況は、「雇用している」が46.5%、「障がい者を雇用したことが無い」が41.9%、「現在は雇用していないが、過去に雇用したことがある」が11.2%となっています。



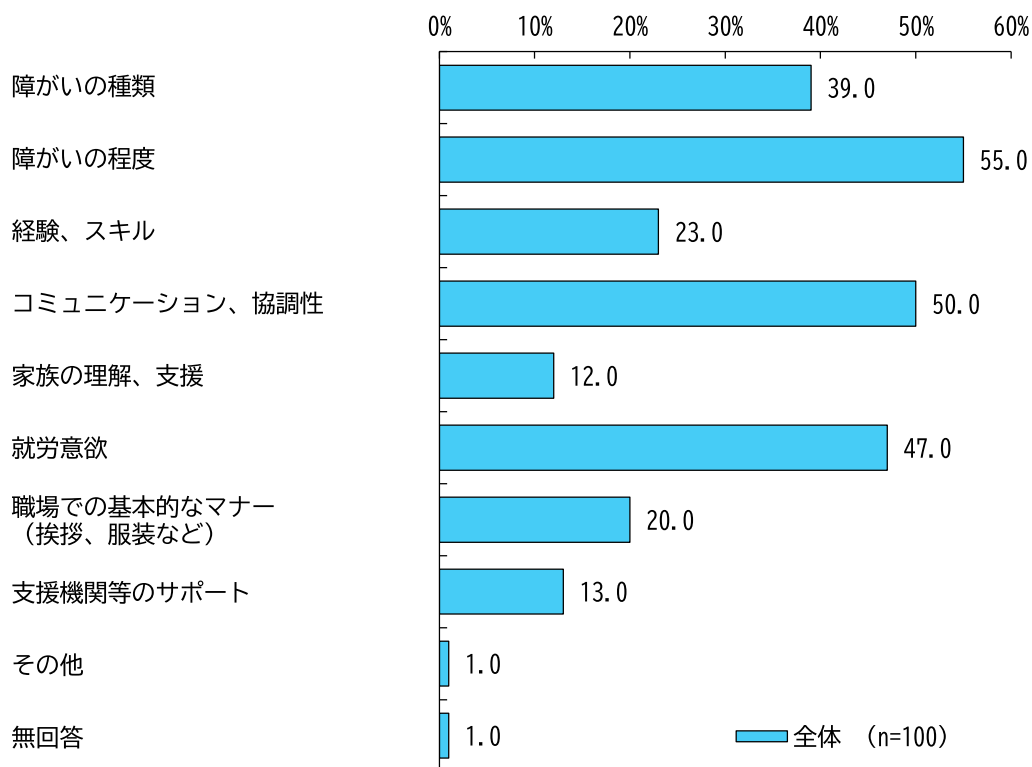
○雇用している障がい者の種別は、「身体障害者」は7割、「知的障害者」は5割、「精神障害者」は4割

雇用している障がい者の種別は、「身体障害者」が74.0%と最も多く、次いで「知的障害者」が50.0%、「精神障害者」が44.0%となっています。



○障がい者雇用時に重視している点は、「障害の程度」が5割強、「コミュニケーション、協調性」が5割、就労意欲が5割弱

障がい者雇用時に重視している点は、「障害の程度」が55.0%と最も多く、次いで「コミュニケーション、協調性」が50.0%、「就労意欲」が47.0%などとなっています。



第4期磐田市障害者計画（令和6年～令和11年）

第7期磐田市障害福祉計画（令和6年～令和8年） の策定について

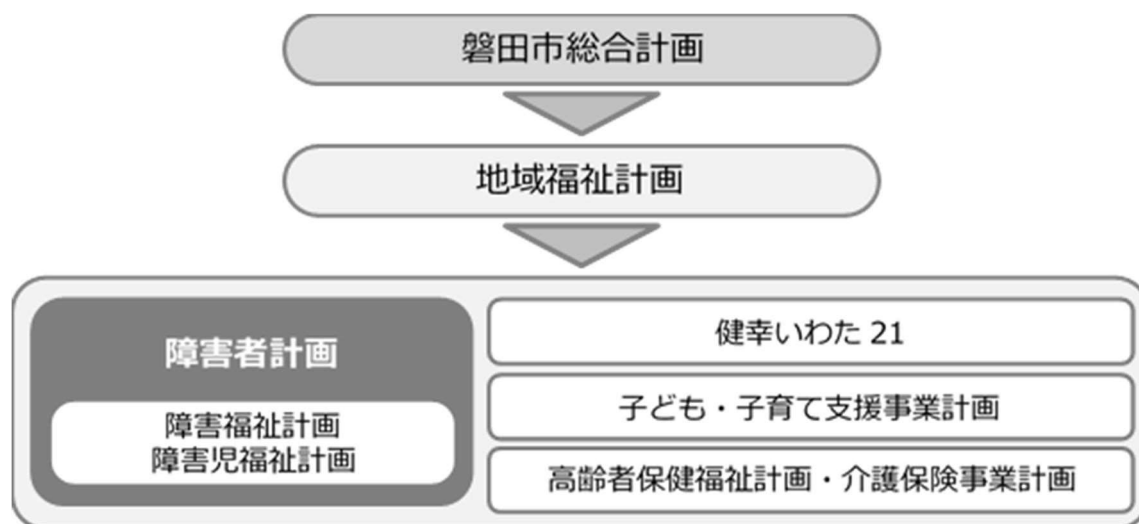
第3期磐田市障害児福祉計画（令和6年～令和8年）

1. 策定の趣旨

障害者計画は、障害者基本法第9条第3項の規定により市の策定が義務付けられています。

現行の第3期磐田市障害者計画は、平成30年に策定し、相互理解と社会参加の促進、福祉サービスの充実、障害児支援の充実、雇用・就労の推進などの各種事業を実施することで、地域共生社会の実現を図ってきました。

こうした中、令和5年度をもって計画期間が終了することから、改正施行が予定されている障害者差別解消法等に対応するとともに、上位計画である「第2次磐田市総合計画」や「第4次磐田市地域福祉計画」等と整合を図りながら策定するものです。



磐田市の障害者施策 及び 障害者福祉サービスに関係する主要な行政計画として、「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の3つの計画があります。

「障害者計画」は、障害者施策の基本方向を総合的かつ体系的に定める計画です。これに対し、「障害福祉計画」「障害児福祉計画」は障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保について、具体的なサービス量等を定めている事業計画です。

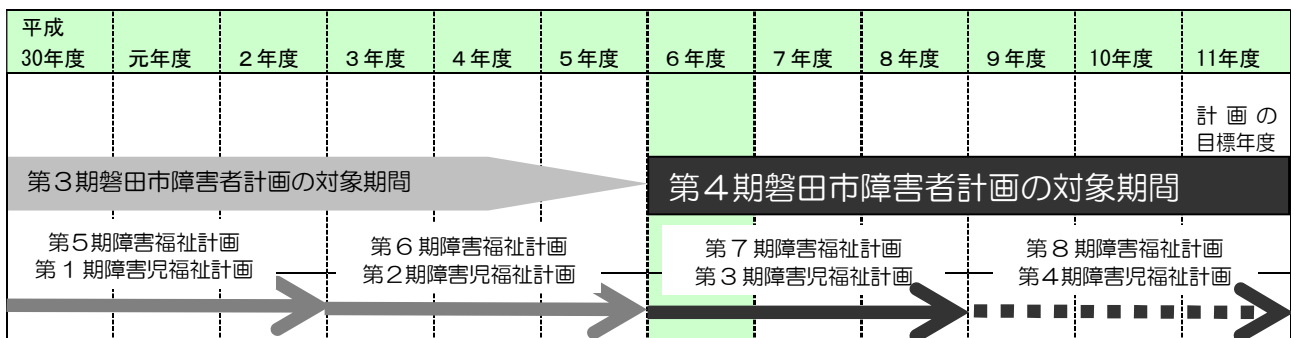
【計画一覧】

	磐田市障害者計画	磐田市障害福祉計画	磐田市障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 第11条第3項	障害者総合支援法 第88条	児童福祉法 第33条第20項
策定期間	6年 (令和6年度～令和11年度)	3年 (令和6年度～令和8年度)	3年 (令和6年度～令和8年度)
位置づけ (目的)	障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画	障害福祉サービス等の確保に関する計画	障害児通所支援等の提供体制を確保するための計画
基本理念 (現行計画)	やさしさ、ふれあい、 支え合いのまちづくり	—	—
基本目標等	<p>【基本目標】</p> <p>① 相互理解と社会参加の促進 (啓発・広報、生活環境)</p> <p>② 福祉サービスの充実 (保健・医療、生活支援)</p> <p>③ 障がい児支援の充実 (教育・育成)</p> <p>④ 雇用・就労の推進 (福祉的就労の充実、一般就労の促進)</p> <p>【重点施策】※現行計画</p> <p>(1) 共生社会の実現</p> <p>(2) 障害福祉サービスの充実</p> <p>(3) 障がい児支援</p> <p>(4) 障がい者雇用・就労の促進</p>	<p>【主な記載内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ・ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 <p>等</p>	<p>【主な記載内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ・ 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量 <p>等</p>

2. 計画の期間

「第7期磐田市障害福祉計画」および「第3期磐田市障害児福祉計画」では、令和6年度を初年度とし、3ヵ年を1期とした各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めていきます。

また、「第4期磐田市障害者計画」は、令和6年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とする6ヵ年計画とします。



3. 計画策定スケジュール

時期		予定	備考
令和5年8月	24日	第1回障害者施策推進協議会 ・市民意識調査結果 ・概要およびスケジュール	
10月	下旬	障害者施策推進委員（書面意見聴取） ・障害者計画、障害福祉計画素案検討	
12月	25日	第2回障害者施策推進協議会 ・計画素案修正版について	
令和6年1月	中旬	パブリックコメント実施	
令和6年3月	26日	第3回施策推進協議会 ・パブリックコメントに基づく修正版について 計画策定・公表	

4. 磐田市の状況

人口の推移

磐田市の総人口は、令和5年月3月末日現在で167,375人です。

年齢階層別にみると18歳未満の人口は25,610人（総人口の15.3%）、18歳から64歳までは93,056人（55.6%）、65歳以上は48,709人（29.1%）となります。各年の高齢化率については、平成30年の27.8%から年々増加し、令和4年には29.1%となっています。

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総人口	人	169,725	169,673	169,013	167,663	167,375
18歳未満	人	27,431	27,040	26,638	26,159	25,610
18歳以上 65歳未満	人	95,176	94,917	94,081	92,974	93,056
65歳以上	人	47,118	47,716	48,294	48,530	48,709
高齢化率	%	27.8	28.1	28.6	28.9	29.1
世帯数	世帯	67,784	68,858	69,408	69,580	70,706

障害者の状況

○身体障害者（児）

磐田市の身体障害者手帳所持者数は、令和5年3月末現在で4,792人です。そのうち18歳以上の占める割合は98.3%、18歳未満は1.7%となっています。

障害別には、肢体障害が45.8%と最も多く、次いで内部障害が39.6%を占めています。

身体障害者手帳所持者

令和5年3月末日現在（単位：人）

区分	年齢別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	18歳未満	0	0	0	0	1	0	1
	18歳以上	81	93	14	15	35	15	253
	計	81	93	14	15	36	15	254
聴覚障害・平衡機能障害	18歳未満	0	4	3	1	0	5	13
	18歳以上	27	81	47	93	1	128	377
	計	27	85	50	94	1	133	390
音声・言語 そしゃく 機能障害	18歳未満	0	0	0	0			0
	18歳以上	1	3	43	11			58
	計	1	3	43	11			58
肢体不自由	18歳未満	31	7	7	1	2	1	49
	18歳以上	427	419	331	602	239	126	2,144
	計	458	426	338	603	241	127	2,193
内部障害	18歳未満	8	0	7	4			19
	18歳以上	1,199	22	330	327			1,878
	計	1,207	22	337	331			1,897
合計	18歳未満	39	11	17	6	3	6	82
	18歳以上	1,735	618	765	1,048	275	269	4,710
総合計		1,774	629	782	1,054	278	275	4,792

○知的障害者（児）

磐田市の療育手帳所持者数は、令和5年3月末現在で1,588人です。年齢別には、18歳以上の占める割合は70.2%、18歳未満は29.8%となっています。

障害程度別には、療育手帳A（A1～A3）を有する方が全体の30%、療育手帳B（B1～B2）を有する方は70%となっています。

療育手帳所持者 令和5年3月末日現在（単位：人）

区分	療育手帳A	療育手帳B	計
18歳未満	96	377	473
18歳以上	381	734	1,115
計	477	1,111	1,588

○精神障害者（児）

磐田市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年3月現在で1,093人です。等級別にみると、1級を有する方が全体の8.6%、2級を有する方が全体の58.1%、3級を有する方が全体の33.3%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者 令和5年3月末日現在（単位：人）

区分	1級	2級	3級	計
所持者数	94	635	364	1,093

○市内事業所

市内に設置されている施設・事業所の現況は、以下のとおりです。 令和5年3月末日現在

施設・事業所		現行計画		施設・事業所		現行計画	
		計画値	実績値			計画値	実績値
訪問系サービス	居宅介護	8	8	住居系サービス	共同生活援助（グループホーム）	12	24
	重度訪問介護	8	8		施設入所支援	1	2
	行動援護	1	1	相談支援	計画相談支援	11	13
	重度障害者等包括支援	0	0		地域移行支援	3	3
	同行援護	2	2		地域定着支援	3	3
日中活動系サービス	生活介護	14	14	児童福祉サービス	児童発達支援	12	14
	自立訓練（機能訓練）	0	0		放課後等デイサービス	23	28
	自立訓練（生活訓練）	3	3		保育所等訪問支援	5	6
	就労移行支援	5	3		障害児相談支援	10	11
	就労継続支援A型	4	5				
	就労継続支援B型	17	14				
	療養介護	0	0				
	短期入所（福祉型）	9	12				
	短期入所（医療型）	1	0				

6. 障害者施策（関連法律）の動向について

現行計画策定以降で、障がいのある人に関する法律は、障がいのある人の地域における生活を支援するために変化しています。

改正障害者差別解消法 公布 《令和6年4月施行》

障害を理由とする不当な差別をなくしていくことで、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会をつくることを目指す。

- 改正内容
 - ・民間事業者による合理的配慮の提供が努力義務から義務に改正

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 《公布・施行》

全ての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要なことから、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する。

- 主な施策
 - ・障害の種類・程度に応じた情報提供
 - ・障がい者による情報取得等に資する機器・サービスの開発提供への助成
 - ・多様な手段による緊急通報の仕組みの整備の推進

医療的ケア児支援法 公布 《公布・施行》

医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止する。

- 主な支援措置
 - ・医療的ケア児及び日常生活における支援
 - ・保育所や学校における看護師等の配置

障害者総合支援法等一部改正法 公布 《令和6年4月施行》

障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するための措置を講ずる。

- 主な施策
 - ・障がい者が安定して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
 - ・就労アセスメントの手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
 - ・難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。

改正障害者雇用促進法 公布

- 令和5年4月施行
 - ・雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化等
- 令和6年4月施行
 - ・給付金助成金の新設・拡充等
- 新たな雇用率の設定について
 - ・令和5年度は2.3%で据え置き、令和6年度から2.5%、令和8年度から2.7%と段階的に引き上げる。

7. 第4期障害者計画施策体系（案）

【基本理念】 やさしさ ふれあい 支え合いのまちづくり ～安心できるまち 磐田～

重点施策	分野	施策
1 共生社会の実現	共生社会の実現	障害者差別解消の推進 ★
		啓発・広報活動の推進
	情報・コミュニケーションの充実	情報バリアフリー化の推進 ★
		コミュニケーション支援体制の充実
	社会参加の推進	地域福祉活動の推進
		文化、スポーツ、レクリエーション活動の充実
2 障害福祉サービスの充実と質の向上	相談支援の充実	相談支援の充実、支援機関の連携強化 ★
		権利擁護の促進、虐待防止
	暮らしを支えるサービスの充実	適切な障害福祉サービスの充実
		適切な保健・医療サービスの充実
	安心・安全な環境整備	安心・安全な暮らしの確保
		災害対策の促進
	住み良い環境の整備	利便性が高い交通の確保
		建物等のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
3 障がい児支援の充実	障害児支援の充実	療育・発達支援体制の充実
		特別支援教育の充実
		医療的ケア児に対する支援 ★
4 障がい者雇用・就労の促進	就労・雇用の推進	福祉的就労の充実
		一般就労の促進 ★

★ 追加事業

8. 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定に向けた主な国の基本指針

区 分	内 容
基本理念	(1)障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 (2)市を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的障害福祉サービスの実施等 (3)入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 (4)地域共生社会の実現に向けた取組 (5)障害児の健やかな育成のための発達支援 (6)障害福祉人材の確保・定着 (7)障害者の社会参加を支える取組
障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	(1)全国で必要とされる訪問系サービスの保障 (2)希望する障害者等への日中活動系サービスの保障 (3)グループホーム等の充実及び地域生活拠点 (4)福祉施設から一般就労への移行等の推進 (5)強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実 (6)依存症対策の推進
障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制に確保に係る目標の設定 (令和8年度末の目標)	(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行 <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行者数：令和4年度末時点の施設入所者の6%以上 ・施設入所者数：令和4年度末時点の施設入所者の5%以上削減 (2)地域生活支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等を整備しその機能充実を図り、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運営状況を検証、検討する。 ・強度行動障害を有する者に関し、市または圏域における支援ニーズの把握と支援体制整備を進める【新規】 (3)福祉施設から一般就労への移行等 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設➡一般就労への移行：R3末実績の1.28倍以上 ・就労移行支援事業所➡一般就労への移行：R3末実績の1.31倍以上 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上【新規】 ・就労継続支援A型➡一般就労への移行：R3末実績の1.29倍以上 ・就労継続支援B型➡一般就労への移行：R3末実績の1.28倍以上 ・就労移行支援事業所を通じ一般就労したR3末実績の1.41倍以上が就労定着支援事業を利用 ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上 (4)障害児支援の提供体制の充実・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センター1カ所以上設置 ・障害児の地域社会へのインクルージョンの推進体制構築 ・重症心身障害児を支援する事業所を1カ所以上確保 (5)相談支援体制の充実・強化等 <ul style="list-style-type: none"> ・協議会における個別事例検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】 (6)障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築